

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年5月7日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

第1 議案第20号 令和3年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

報告事項

第1 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(資料1)

第2 寄付者への感謝状の贈呈について(資料2)

第3 令和2年度卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について(資料3)

第4 令和3年度入学式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について(資料4)

第5 児童・生徒の事故等の状況について(資料5)

第6 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料6)

議案第20号

令和3年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

上記の議案を提出する。

令和3年5月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和2年度の墨田区教育委員会の権限に属する事務について、点検・評価を実施するためその方針を定める必要がある。

令和3年度 墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、令和2年度の教育委員会の活動及び教育委員会が行った施策・事業とする。

3 点検・評価の実施方法

(1) 教育委員会による点検・評価

ア 教育委員会は、令和2年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題について、PDCAサイクルを意識した内部評価シートを用いて自己点検・評価を行う。

イ 内部評価シートには、昨年度の評価委員の意見を抜粋して表記するとともに、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」の達成状況を記載することとする。

(2) 第三者評価委員会の設置

ア 教育に関し学識経験を有する者等で構成する「第三者評価委員会」を設置し、その知見の活用を図る。

イ 第三者評価委員は、以下の3名とする。

ウ 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、第三者評価委員会に校長会、PTA等の関係団体からオブザーバーを招き、議論の活性化を図る。

氏名	所属等
おぎ かずあき 尾木 和英	東京女子体育大学名誉教授
さとう はるお 佐藤 晴雄	日本大学教授
たぐち たけし 田口 武司	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長

4 全体スケジュール（予定）

時期	内 容
5 月	実施方針の教育委員会決定
	内部評価の実施
6～7 月	第三者評価委員会の開催（計 2 回）
8 月	点検・評価結果報告書の作成
9 月中旬	点検・評価結果報告書の教育委員会決定
9 月下旬	点検・評価結果報告書を区議会へ提出（区 H P にも公表）

5 第三者評価委員会の開催

各回の内容等は下表のとおりとする。

回数	内容	出席者	時期
第 1 回	評価委員委嘱、 重点審議対象事業の評価等 事業評価 (すみだ教育指針「目標 1」)	評価委員 オブザーバー	6～7 月
第 2 回	事業評価 (すみだ教育指針「目標 2～5」) 総括等)	評価委員 オブザーバー	

6 重点審議対象事業の選定

重要度及び関心度等の基準に照らし合せ、教育委員会として重点的に取り組むべき事業を「重点審議対象事業」として選定し、第三者評価委員会において、特に集中した議論を行う。

重点審議対象事業は下表のとおりとする。

対象事業名（所管課）	選定理由
G I G A スクール構想 の推進 (庶務課、指導室、すみ だ教育研究所)	本構想に基づく、子どもたちが「いつでもどこ でも」学ぶことができる環境を実現するための 取組について、また、教員の ICT を活用した取 組等の推進状況について、重点的に評価する必 要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症業務及び東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催に係る業務に伴い、夏季休暇取得期間中に職務が集中し、期間内に取得できない職員に対応するため、当該休暇の取得期間を次のとおり拡大する措置を行う必要がある。

	通常	令和3年度
夏季休暇の取得期間	7月1日から9月30日まで	5月1日から11月30日まで

2 教育長の臨時代理

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ、教育委員会を開催するいとまがないため、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年4月23日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>付 則 1～9 〔略〕 <u>（夏季休暇取得期限の特例）</u> <u>10 第27条第1項の規定の適用につ</u> <u>いては、令和3年度に限り、同項中</u> <u>「7月1日から9月30日」とあるの</u> <u>は、「5月1日から11月30日」とす</u> <u>る。</u></p>	<p>付 則 1～9 〔略〕 〔新設〕</p>

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

小学校児童に対し、一般社団法人東京都トラック協会墨田支部から交通安全啓発活動の一環として、ワンタッチ学童傘（置き傘用）の寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部
支部長 香川 省司 氏

3 寄付物件

交通安全啓発ワンタッチ学童傘 630本（単価400円）
252,000円

<参考> 黄色（50cm） 7面ポリエステル+1面ビニール



4 贈呈主体

教育委員会教育長

5 贈呈日

令和3年4月19日

なお、寄付者の希望により贈呈式は行わず、郵送により対応した。

令和2年度卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【小学校】

令和3年3月24日 実施

- 1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、義務教育学校(0)、中等教育学校(0)校
特別支援学校(0)校
- 卒業式実施校数
小学校(25)校、中学校(0)校、義務教育学校(0)、中等教育学校(0)校
特別支援学校(0)校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず 会場内掲揚	エ 舞台上 使わず 会場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	25校	校	校	校	25校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒(在 校生も含む)が 正面を向いて 着席
小学校	25校	校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

令和2年度卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【中学校】

令和3年3月19日 実施

- 1 ○学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（ ）校
- 卒業式実施校数
小学校（0）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	校	10校	校	校	校	10校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在 校生も含む。） が正面を 向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

令和2年度卒業式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【中学校夜間学級】

令和3年3月20日 実施

- 1 ○学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（）校

○卒業式実施校数

- 小学校（0）校、中学校（※1）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

※3月20日に墨田区立文花中学校夜間学級の卒業式を実施した。

- 2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	校	1校	校	校	校	1校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	又 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

令和3年度入学式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【小学校】

令和3年4月6日 実施

- 1 ○学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
- 入学式実施校数
小学校（25）校、中学校（0）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	25校	校	校	校	25校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正 面に演 台を設 置し実 施	ノ 演台を 設置せ ずに実 施	ハ 児童・生 徒（在 校生も 含む。） が正面 を向い て着席
小学校	10校	15校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

令和3年度入学式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【中学校】

令和3年4月7日 実施

- 1 ○学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校
- 入学式実施校数
小学校（0）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	校	10校	校	校	校	10校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台上で 演台を設 置し実施	ニ 舞台を使 わず、演 台を設 置し実施	ヌ 舞台を使 わず、演 台を設 置せず 実施	ネ 会場正面 に演台を 設置し 実施	ノ 演台を設 置せず に実施	ハ 児童・生徒（在 校生も含む。） が正面を向 いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

令和3年度入学式における国旗掲揚・国家斉唱の実施状況報告について【中学校夜間学級】

令和3年4月6日 実施

- 1 ○学校数 小学校（25）校、中学校（10）校、義務教育学校（0）校、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

○入学式実施校数

- 小学校（0）校、中学校（1※）校、義務教育学校（0）、中等教育学校（0）校
特別支援学校（0）校

※4月6日に墨田区立文花中学校夜間学級の入学式を実施した。

- 2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

（注）(1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	1校	校	校	校	校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	校	1校	校	校	校	1校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

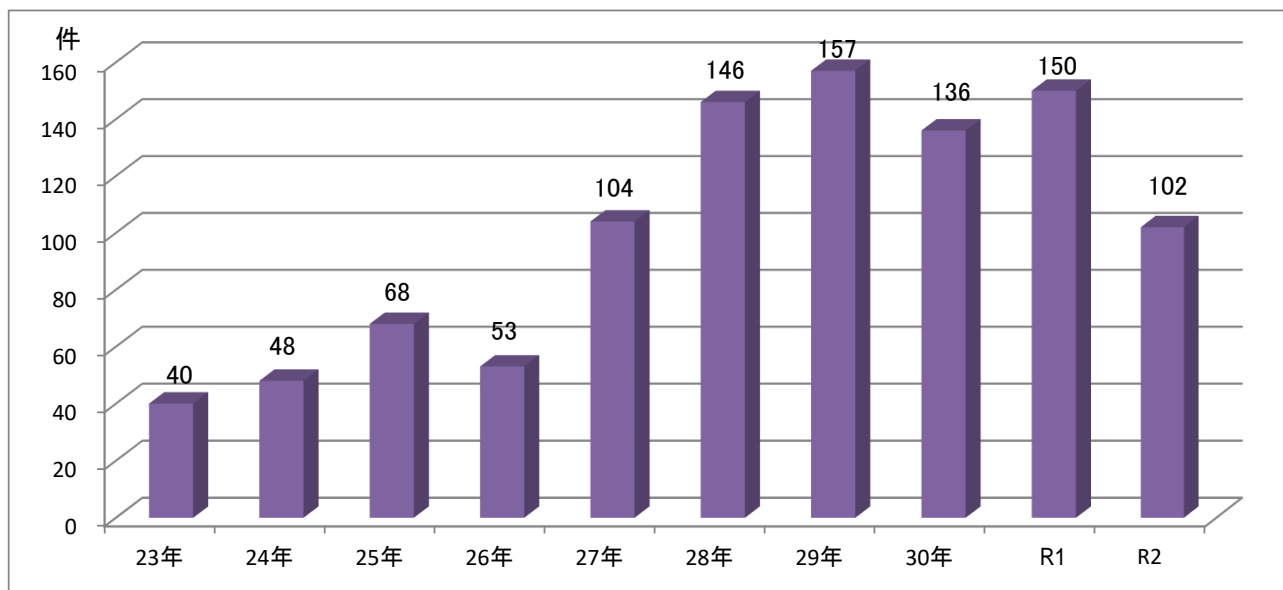
国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	1校	校	校
義務教育学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9) 会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	校	1校	校	校	校	1校
義務教育学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

1 一般事故について

令和3年3月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 令和2年度の状況

① 令和2年度事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	4	0	4
小学校	72	3	75
中学校	23	0	23
合計	99	3	102

(参考) 令和元年度の状況

① 令和元年度事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	9	1	10
小学校	105	2	107
中学校	33	0	33
合計	147	3	150

② 令和2年度4～8月の事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	72	3	75
中学校	1	0	1
合計	73	3	76

② 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	3	0	0	0	0	1	4
小学校	4	31	5	16	0	6	13	75
中学校	1	11	0	4	0	3	4	23
計	5	45	5	20	0	9	18	102

③ 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	3	0	1	0	0	0	0	0	4
小学校	4	24	5	10	24	3	0	2	3	75
中学校	2	10	3	2	2	0	1	3	0	23
計	6	37	8	13	26	3	1	5	3	102

④ 事故者の学年別内訳

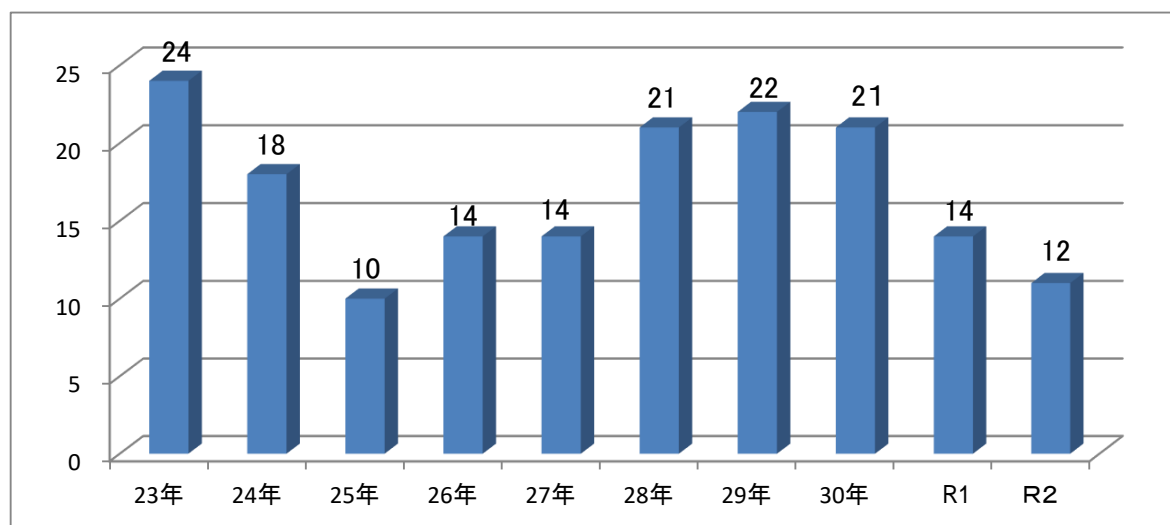
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	3	0	4	11	4	9	11	7	3	5	7	64
女子	0	1	7	4	3	2	8	5	2	2	4	38
計	3	1	11	15	7	11	19	12	5	7	11	102
	4		75						23			

2 交通事故について

令和3年3月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



(2) 令和2年度の状況

① 令和2年度 事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	7	8
中学校	0	4	4
合計	1	11	12

(参考) 令和元年度の状況

① 令和元年度事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	3	6	9
中学校	3	2	5
合計	6	8	14

② 事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	3	4	1	0	0	0	8
中学校	2	0	2	0	0	0	4
計	5	4	3	0	0	0	12

③ 事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	5	0	1	2	0	8
中学校	0	3	0	0	0	1	4
計	0	8	0	1	2	1	12

④ 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	0	2	2	1	1	0	2	0	0	8
女子	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	4
計	0	0	0	3	2	1	1	1	3	1	0	12
	0		8						4			

新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、国の「緊急事態宣言」の発出及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定める必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年4月23日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針について

(1) 区立幼稚園、小中学校

教育活動を継続する。

(2) 学校施設貸出（校庭、体育館、柔剣道場、教室など）

貸出を休止する。

休止期間：令和3年4月26日から令和3年5月11日まで

(3) すみだ郷土文化資料館

休館する。

休館期間：令和3年4月26日から令和3年5月11日まで

(4) 立花大正民家園旧小山家住宅

休園する。

休園期間：令和3年4月27日から令和3年5月11日まで

(5) すみだわんぱく砦

利用を継続する。

(6) 放課後子ども教室

事業を継続する。

(7) 区立図書館

休館する。（ただし、予約図書を受取・返却のみ実施）

休館期間：令和3年4月25日から令和3年5月11日まで